

(改正案)

和歌山県空家等対策推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、和歌山県空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この協議会は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、県による市町村への技術的助言、専門知識の共有等を通じ、市町村の空家等対策を促進していくことを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を実施する。

(1) 再利用が見込めない空家等の除却、適切な管理が行われていない空家等の修繕等の促進に関すること

ア 特定空家等の判断基準の策定（改定）

イ 跡地の活用促進の検討

(2) 空家等に関する課題及び情報の共有に関すること

(3) 空家等に関する相談体制の整備・充実に関すること

(4) その他協議会の目的を達成するために必要と認められること

2 会員は、前項の活動を行うにあたり、協議会に協議又は意見交換事項を提案できる。

3 会員は、協議事項については、全会一致で合意した内容を遵守し、各会員が空家等対策を実施する。意見交換した事項については、協議会の意見及び提言を尊重のうえ各会員が判断し、空家等対策を実施するものとする。

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる会員（委員、行政）で構成する。

2 必要に応じて、前項に掲げる以外の者を協議会に加えることができる。

3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会には、会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

(協議会の招集等)

第6条 会長は、協議会を招集し、会議の議長を務める。

(改正案)

- 2 協議会は、原則年2回開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時協議会を開催する。
- 3 会員は、会議に代理人を出席させることができる。
- 4 会議は、必要に応じて書面による開催とすることができる。
(専門部会)

第7条 会長は、特定の事項を調査、検討させるために、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会長は会長が指名する。
- 3 部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、その議長となる。
(オブザーバー)

第8条 協議会は、活動について意見を求めるため、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、協議会の求めにより、会議に出席することができる。
(事務局)

第9条 事務局は和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課に置く。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年 月 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年3月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年12月27日から施行する。

(改正案)

別表1 (第4条関係)

委員	氏名
学識経験者(法律関係)	角松 生史
学識経験者(建築関係)	平田 隆行
弁護士	藤田 隼輝
「建築構造」の専門家	柳川 廣美
空き家相談に関する有識者	南 順子
不動産流通の専門家	木村 勝次

行政	備考
県	建築住宅課長、都市政策課長、 移住定住推進課長、地域政策課長
市町村	担当部課長
和歌山地方法務局	

別表2 (第8条関係)

オブザーバー	備考
和歌山県行政書士会	
一般社団法人和歌山県建築士会	
和歌山県司法書士会	
公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会	
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会和歌山県支部	
和歌山県土地家屋調査士会	
一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会	
和歌山弁護士会	
一般社団法人ミチル空間プロジェクト	

和歌山県における空家等相談体制の整備・充実に関する協定書

和歌山県行政書士会、一般社団法人和歌山県建築士会、和歌山県司法書士会、公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、**公益財団法人日本賃貸住宅管理協会和歌山県支部**、和歌山県土地家屋調査士会、一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会、和歌山弁護士会、一般社団法人ミチル空間プロジェクト及び和歌山県空家等対策推進協議会は、和歌山県内における空家等に関する相談体制を整備・充実させるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、県民生活の安全・安心を確保するとともに地域の活性化を図るため、構成団体が相互に連携・協力し、空家等に関する相談体制の整備・充実を図り、所有者等からの相談に対応することにより、空家等の発生の未然防止、適正管理、除却及び流通・活用等の対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態(常態となるおそれを含む。)であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者若しくはその関係者をいう。
- (3) 構成団体 本協定を締結するそれぞれの者をいう。

(取組事項)

第3条 構成団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に協力し取り組むものとする。

- (1) 空家等に関する相談体制の整備・充実に関すること。
- (2) 所有者等からの相談に対する助言に関すること。
- (3) 空家等の対策に必要な情報の共有及び発信に関すること。
- (4) 空家等の対策に必要な事業の提案及び実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(相談体制)

第4条 構成団体は当該構成団体に属する者の内から、その専門分野に関し、所有者等からの相談に応じる者(以下、「専門相談員」という。)を一定の地域毎に定めて公表するものとする。

2 前項の公表が困難な構成団体は、その専門分野に関し、所有者等からの相談に応じる窓口を設置し公表するものとする。

3 和歌山県空家等対策推進協議会(以下、「協議会」という。)は、第1項に規定する専門相談員で一定の条件を満たす者若しくは前項に規定する相談窓口を設置する構成団体が会員の内から推薦する者を空家等に関して総合的な相談に対応する者(以下、「総合相談員」という。)として登録し公表するものとする。

- 4 協議会は、相談体制の整備・充実に関し、必要となるマニュアルの整備、第1項に規定する専門相談員、第2項に規定する相談窓口及び前項に規定する総合相談員（以下「相談員等」という。）に対する研修会及び所有者等に対する相談会の実施・運営を行うものとする。
- 5 協議会以外の構成団体は、前項に掲げる事項について協力するものとする。
- 6 構成団体は、前各項に掲げる取組事項についてホームページ、チラシ、SNS等による啓発に努めるものとする。

（個人情報等の保護）

第5条 構成団体及び相談員等は、所有者等の個人情報及び相談内容（以下、「個人情報等」という。）について、本人の同意を得て、他の構成団体及び相談員等に情報を提供するものとする。

（苦情の解決）

第6条 構成団体は、所有者等から相談員等の相談業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、相談員等に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、構成団体が空家等対策に関して既に締結している協定及び今後、個別に締結する協定を妨げるものではない。

（経費の負担）

第8条 構成団体は、この協定の履行に関して必要となる当該構成団体に属する相談員等の派遣等に要する経費をそれぞれの構成団体が原則、負担するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、構成団体のいずれからも改定、廃止若しくは脱退の意思表示がないときには、更に1年間有効期間を延長できるものとし、それ以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、構成団体が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、構成団体がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月1日 ~~平成31年4月1日~~

和歌山市九番丁 1

和歌山県行政書士会
会長

.....

和歌山市卜半町 38

一般社団法人 和歌山県建築士会
会長

.....

和歌山市岡山丁 24

和歌山県司法書士会
会長

.....

和歌山市太田 143-3

公益社団法人 和歌山県宅地建物取引業協会
会長

.....

海南市日方 1272-93

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会和歌山県支部
支部長

.....

和歌山市四番丁 7

和歌山県土地家屋調査士会
会長

.....

和歌山市七番丁 17

一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会
会長

.....

和歌山市四番丁 5

和歌山弁護士会
会長

.....

和歌山市十二番丁 9

一般社団法人 ミチル空間プロジェクト
理事長

.....

和歌山市小松原通 1-1

和歌山県空家等対策推進協議会
会長

.....